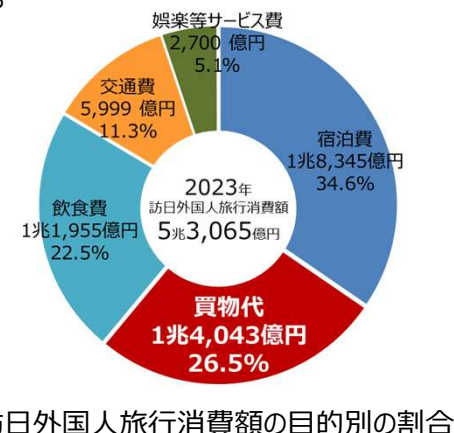
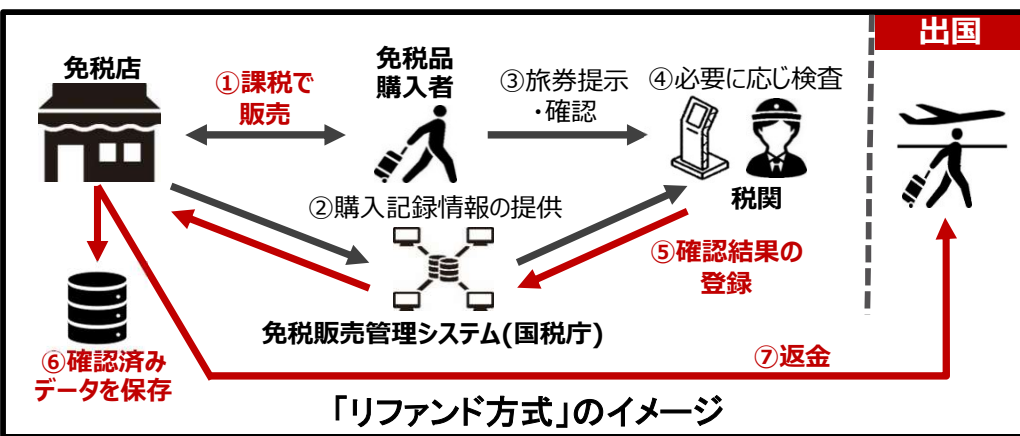


外国人旅行者の利便性向上、免税店の事務負担軽減等を踏まえた免税制度の見直し (消費税・酒税・地方消費税)

外国人旅行者向け免税制度について、不正利用の排除等を目的とした「リファンド方式」への見直しに際し、本制度を引き続きインバウンド消費拡大を通じた観光立国の実現に向けた重要な政策ツールとして活用するため、消耗品の特殊包装や上限額を撤廃等する措置を講じる。

施策の背景

○外国人旅行者向け免税制度について、「リファンド方式」への見直しに際し、不正対策と併せて旅行者・免税店双方にとって利用しやすい制度へと変更することで、訪日外国人旅行消費額を更に拡大させることが重要である。



要望の結果

○以下の措置について、令和8年11月1日以後の購入から適用する。

消耗品について：**特殊包装の廃止**
(「消耗品」：化粧品、食品、薬等、「特殊包装」：封印付き半透明袋等)

免税店の**事務負担軽減**、旅行者の**利便性向上**。

消耗品について：**上限額の撤廃** (=一般物品と同じ扱い)
(上限額：50万円)

一般物品と消耗品とを**区別しなくてよくなり**、**免税店の事務負担が大きく軽減**。

免税対象物品かどうかの免税店側の**判断を不要に**
(免税対象物品：通常生活の用に供する物品)

税務リスクから解放され、販売・購入がしやすくなり、**旅行消費の拡大に貢献**。

○上記のほか、以下の措置を講じる。

- 免税成立時期の明確化(税関の持ち出し確認前90日以内の購入が対象) (令和8年11月1日以後の購入から適用)
- 免税品購入者による免税品の別送は対象外 (令和7年4月1日から廃止)